

報道関係者 各位

令和4年10月21日発表

【照会先】

広島労働局労働基準部監督課
課長 小岸圭太
過重労働監理官 中村貴紀
電話 082-221-9242

過重労働解消キャンペーンを実施します

労働局長によるベストプラクティス企業訪問・過重労働解消相談ダイヤル等
集中的な取組を実施します

広島労働局長（阿部 充）は、11月の過労死等防止啓発月間の期間中に、過重労働解消キャンペーン（資料1）を実施し、長時間労働の削減、過重労働による健康障害防止対策の徹底等を中心に、労使を始めとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促進します。

実施期間 令和4年11月1日（火）から11月30日（水）までの1か月間

取組概要

労使の主体的な取組を促します

キャンペーンの実施に先立ち、使用者団体や労働組合に対し、労働局長名による協力要請を行います。

ベストプラクティス企業への職場訪問

広島労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている「ベストプラクティス企業」を訪問し、その取組事例をホームページなどを通じて地域に紹介します。

重点監督の実施

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して重点的な監督指導を実施します。

過重労働相談受付集中期間の設定

11月1日（火）から11月5日（土）（11月3日（木）を除く。）を過重労働相談受付集中期間とし、広島労働局及び広島県内の労働基準監督署において、過重労働に係る相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を受け付けます。

過重労働解消相談ダイヤルの設置

日時 令和4年11月5日（土）9:00～17:00

[電話番号] 0120(794)713（フリーダイヤル）

なくしましょう 長い残業